

広島県情報公開・個人情報保護審査会 諮問（情）第58号

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書部分開示決定及び再決定において不開示とした「施工内訳表等の数量（人数，時間数，％，L，供用日等）及び『単位当たり』の下部の記述の文字」の部分について、これを開示すべきである。

第2 異議申立てに至る経緯

1 開示の請求

異議申立人は、平成15年8月10日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）第6条の規定により、実施機関に対し、「〇〇〇〇あて平成〇〇年〇〇月〇〇日付け『測量の立入及び用地境界の確認について』により、同年同月〇〇日に境界確認を行った砂防河川『郷川』の護岸改修工事に係る『①工事内容が分かるいわゆる工事設計図，②工事種別ごとの工事金額が分かるいわゆる工事实行予算書』の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、「平成〇〇年度砂防維持修繕工事実施設計書（砂防指定地内河川諏訪谷川他1河川のうちの郷川部分）」（以下「本件対象文書」という。）を行政文書として特定し、条例第10条第2号（個人情報。）及び条例第10条第6号（行政執行情報。以下「第6号」という。）に該当する情報が含まれることを理由に、行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成15年8月25日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成15年9月2日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

4 異議申立て後の再開示決定

実施機関は、前記3の異議申立てに対し、本件処分において不開示とした「設計単価及び金額」並びに「施工内訳表等の数量（人数，時間数，％，L，供用日等）及び『単位当たり』の下部の記述の文字」のうち、公表されている部分については、不開示事由に該当しないことから開示することとし、行政文書部分再開示決定（以下「本件再処分」という。）を行い、平成15年

1 1月6日付けで異議申立人に通知した。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示の決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

開示しないとされた設計単価金額についてはおおむね理解できる。

しかし、単価及び金額ではない記述は、原則として、すべて開示すべきである。特に、施工内訳表の数量（人数、時間数、％、L、供用日など）及び「単位当たり」の下部に記述されている文字を開示しないのは、条例第10条の規定を著しく逸脱するものであり、条例の趣旨を踏みにじる職権（裁量権）の乱用である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び口頭による意見陳述で説明している内容を総合すると、本件対象文書を部分開示とした理由は、おおむね次のとおりである。

1 入札価格積算のための各種情報の公表判断基準等

(1) 広島県の設定した、労務・資材単価、標準歩掛（工種ごとの内訳を説明したもの）及び標準積算基準（設計書の構成を説明したもの）のうちの多くは、平成9年度より逐次公表されている現況ではあるが、なお細部については、非公表のものがある。

(2) 広島県の設定した単価以外で必要とされる単価は、財団法人建設物価調査会及び財団法人経済調査会等が発行している刊行物（以下「本件刊行物」という。）に掲載された単価を利用している。

刊行物保護のため、当該刊行物から引用している単価については、非公表としている。

(3) 公表されている情報の入手は、閲覧によっている。

2 条例第10条第3号該当性

本件砂防維持修繕工事実施設計書における係数等の開示については、異議申立人から開示請求があった平成15年当時の「開示・不開示」の統一的な取扱いにより、一部不開示としたものである。

一部不開示とした理由は、当該実施設計書の一部には、市販されている刊行物（物価資料等）に掲載している係数等を使用しており、「開示するこ

とにより出版社が発行する刊行物が売れなくなり、著作権を侵害し、出版社の事業活動に不利益を及ぼす」との当時の取扱いに基づくものである。

このことから、係数等が記載された箇所について一部不開示とした平成15年当時の判断は妥当である。

なお、本件刊行物の出版元である財団法人建設物価調査会、財団法人経済調査会及び社団法人日本建設機械化協会と協議した結果、設計図書（実施設計書）に使用する係数等は、開示しても差し支えないとの回答を得たことから、平成18年2月以降は、開示の対象としている。

3 条例第10条第6号該当性

不開示とした「設計単価及び金額並びに施工内訳表等の数量（人数、時間数、％、L、供用日等）等」の部分は、条例第10条第6号ロに該当する。

本件請求がなされた平成15年当時においては、1億円未満の工事を発注する場合の入札前の予定価格については事前公表されていなかった。

仮に、係数等（上記数量等）が公になれば、市販されている本件刊行物の単価等を当てはめることにより予定価格が類推されるおそれがある。事後の類似の契約においてこの予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせること、談合が一層容易に行われる可能性があること等にかんがみ、公表しないことと判断した。

また、低入札価格調査の基準価格及び最低制限価格を定める場合の当該価格の公表の取扱いも予定価格と同様に取り扱っていた。

このことから、発注者である実施機関が入札等の適正な事業執行を行う上で、平成15年当時の判断は妥当である。

なお、現状では予定価格を事前にも公表することとなっており、本件係数等を開示したからといって、入札契約事務において、競争性を阻害するような支障はない。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、平成〇〇年度に実施機関が発注した砂防指定地内河川諏訪谷川他1河川のうちの郷川に係る砂防維持修繕工事実施設計書である。

本件処分及び本件再処分により、実施機関が最終的に不開示としたのは、本件対象文書のうちの次の部分である。

(1) 平面図等に記載された個人情報

この部分は、工事対象箇所の平面図等に記載された氏名である。

(2) 設計単価及び金額

この部分は、県が発注する砂防維持修繕工事に必要な個別項目の単価及び金額並びにそれらを積み上げた設計金額の総額である。

- (3) 「施工内訳表等の数量」及び「『単位当たり』の下部の記述の文字のうちの公表されていない部分」

実施機関が発注する砂防維持修繕工事に必要な個別項目が記載された施工内訳表等の中には、「数量（人数，時間数，％，L，供用日等）及び『単位当たり』の下部の記述の文字」が記載されているところ，これらの情報のうち，実施機関が閲覧による公表を行っていない部分（以下「本件係数等」という。）のことを指す。

2 当審査会の審議対象について

前記のとおり，実施機関は平面図等に記載された個人情報，設計単価及び金額並びに本件係数等を不開示としていたが，異議申立人は，異議申立書及び当審査会からの照会に対する平成20年1月14日付けの回答文書において，設計単価及び金額については異議を申し立てないことを明らかにしたことなどから，以下，本件係数等を不開示とした点が妥当であったかどうかについて検討する。

3 条例第10条第3号該当性について

- (1) 実施機関は，本件対象文書の一部には，市販されている刊行物に掲載している係数等を使用しており，本件係数等を開示すると，出版社が発行する刊行物が売れなくなり，著作権を侵害し，出版社の事業活動に不利益を及ぼすことから第3号に該当し，不開示としたと説明している。
- (2) まず，本件刊行物の売上高が減少するおそれがあるか否かの点について検討する。

実施機関に確認したところ，本件刊行物は毎年度当初に改訂された上で発行されており，本件対象文書の場合，平成〇〇年度に実施された本件工事に係るものであることから，平成〇〇年度当初に発行された刊行物に掲載された情報を本件係数等として使用していたと認められる。

そうすると，本件処分等が行われた平成15年8月及び同年11月時点においては，本件刊行物の発行時点から〇年以上が経過しており，既に翌年度版が発行されていたということになる。この点を勘案すると，翌年度になって前年度分に係る工事の係数等といった古い情報を開示したからといって，刊行物の売上高が減少するほどの影響が出ることが明らかであるとは認められない。

また，本件対象文書には，本件刊行物に掲載された情報が当該刊行物中の一覧表と同様の形で，すべての情報が掲載されているというわけではなく，実施設計書の作成に必要な範囲で一部が引用されているに過ぎ

ないといった事情が認められる。

この点にかんがみると、仮に、本件係数等が公にされ、公共工事施工事業者が当該情報を入手したとしても、当該事業者は、砂防維持修繕工事の実設計書のみに限られた係数等の情報を入手できるに過ぎないことから、その購入を控えるといった事態が発生するとまでは認められない。

以上のことから、本件係数等を開示したからといって、出版事業者の事業活動上の支障が生じるほどまでに刊行物の売上高が減少するおそれがあるとは認められない。

- (3) 次に、本件係数等を開示することが著作権侵害に該当して事業活動上の支障が生じるのか否かについて検討する。

著作権法第42条の2によると、地方公共団体は情報公開条例の規定により著作物を公衆に提供することを目的とする場合には、情報公開条例で定める方法により開示するために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる旨が規定されている。

これを本件についてみると、本件刊行物から一部引用された情報が記載された行政文書を開示するという間接的な提供に過ぎないことから、上記の調整規定の趣旨に沿った開示であることは明らかである。少なくとも刊行物出版事業者の著作権を侵害しているとまでは認められない。

- (4) 前記(2)及び(3)の事情を勘案すると、本件係数等が公にされたからといって、第3号によって保護されるべき「法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益」が害されるとまでは認められない。

したがって、本件係数等は第3号に該当しないと判断する。

4 条例第10条第6号該当性について

実施機関の説明は、当時、入札前の予定価格については事前公表されていなかったため、本件係数等が公になれば、本件刊行物中の単価等を当てはめることにより予定価格が類推されるおそれがあり、ひいては、事後の類似契約において落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせること、談合が一層容易に行われる可能性があること等の支障が生じ、実施機関に不利益をもたらすというものである。

しかしながら、本件係数等を新たに開示することによって、将来の一般競争入札における設計金額等の予測がどれほどより確実容易になったのかは明確ではなく、現在の入札参加業者の見積もり努力を失わせるという実施機関の説明も抽象的なおそれに過ぎないと認められる。

加えて、予定価格に近い価格で入札したからといって、当該事業者が落札できるとは限らないのであって、本件係数等を公にすることと入札参加業者の間で受注を目指して競い合う関係が維持されなくなることとの間に

明確な因果関係があったかどうかは明らかではなく、入札価格が高止まりにつながるとまでは認められない。入札参加業者間の談合を招くという主張についても具体的な支障が明らかでなく、抽象的なおそれに過ぎないと認められる。

したがって、本件係数等を公にすることにより、今後の実施機関における入札事務において、実施機関の財産上の利益や当事者としての地位が不当に害される蓋然性が高いとは認められず、本件係数等は第6号に該当しないと判断する。

5 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
15. 11. 14	・ 諮問を受けた。
15. 12. 9	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
16. 1. 21	・ 実施機関からの理由説明書を收受した。
16. 2. 13	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
16. 3. 15	・ 異議申立人から意見書を收受した。
16. 3. 16	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
19. 10. 22 (平成19年度第2部会第7回)	・ 諮問の審議を行った。
19. 11. 13 (平成19年度第2部会第8回)	・ 諮問の審議を行った。
19. 11. 21	・ 実施機関に再理由説明書の提出を要求した。
19. 12. 7	・ 実施機関からの再理由説明書を收受した。
19. 12. 11 (平成19年度第2部会第9回)	・ 諮問の審議を行った。
19. 12. 13	・ 異議申立人に再理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
20. 1. 15	・ 異議申立人から意見書を收受した。
20. 1. 16	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
20. 1. 29 (平成19年度第2部会第10回)	・ 実施機関の職員から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
20. 2. 28 (平成19年度第2部会第11回)	・ 諮問の審議を行った。
20. 3. 17 (平成19年度第2部会第12回)	・ 諮問の審議を行った。
20. 4. 21 (平成20年度第2部会第1回)	・ 諮問の審議を行った。
20. 5. 19 (平成20年度第2部会第2回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（第2部会・五十音順）

飯 岡 久 美 （ 部 会 長 ）	弁 護 士
山 田 園 子	広島大学大学院社会科学研究科教授
山 本 一 志	弁 護 士
横 藤 田 誠	広島大学大学院社会科学研究科教授